

**令和6年度  
内部質保証に係る  
体制及び取組等の改善**

**令和6年6月  
福井大学  
全学内部質保証委員会**

内部質保証に係る体制及び取組等の改善シート	
事項	教育研究活動等に係るデータ分析による自己点検・評価の実施ガイドラインの一部改正
実施組織	IR室、全学内部質保証委員会
改善等が必要と認められる事項	<p>【令和5年7月】</p> <p>本年度、「教育研究活動等に係るデータ分析による自己点検・評価」を実施し、評価結果を報告書として公表した。他方、自己点検・評価結果は広くステークホルダーに公表することとしているが、現行の報告書は大部で詳細なものであることから、より分かりやすく伝え、また様々な機会を通して広く発信する方法が必要ではないかと学内から意見があった。</p>
具体的な改善状況	<p>【令和6年2月】</p> <p>自己点検・評価の概要、自己点検・評価結果の概要及び関係資料のみを掲載した「概要版」を作成し、HP上に掲載した。また、概要版の作成を今後も継続的に実施していくため、「教育研究活動等に係るデータ分析による自己点検・評価の実施ガイドライン」を一部改正した。</p> <p>参考資料：新旧のガイドライン</p> <p>審議日程：令和5年12月8日（金）IR会議（書面審議） 令和6年2月19日（月）全学内部質保証委員会</p>
全学内部質保証委員会による確認	<p>【令和6年6月24日】</p> <p>対応状況を確認した。</p>

内部質保証に係る体制及び取組等の改善シート	
事項	中期目標・中期計画の進捗に係る自己点検・評価の実施ガイドラインの一部改正
実施組織	内部質保証実施小委員会、全学内部質保証委員会
改善等が必要と認められる事項	<p>【令和5年7月】</p> <p>本年度、「教育研究活動等に係るデータ分析による自己点検・評価」を実施し、評価結果を報告書として公表した。他方、自己点検・評価結果は広くステークホルダーに公表することとしているが、現行の報告書は大部で詳細なものであることから、より分かりやすく伝え、また様々な機会を通して広く発信する方法が必要ではないかと学内から意見があった。</p>
具体的な改善状況	<p>【令和6年2月】</p> <p>自己点検・評価の概要、自己点検・評価結果の概要及び関係資料のみを掲載した「概要版」を作成し、HP上に掲載した。また、概要版の作成を今後も継続的に実施していくため、「中期目標・中期計画の進捗に係る自己点検・評価の実施ガイドライン」を一部改正した。</p> <p>参考資料：新旧のガイドライン</p> <p>審議日程：令和6年1月24日（水）内部質保証実施小委員会（書面審議） 令和6年2月19日（月）全学内部質保証委員会</p>
全学内部質保証委員会による確認	<p>【令和6年6月24日】</p> <p>対応状況を確認した。</p>

内部質保証に係る体制及び取組等の改善シート	
事項	センター等の評価に関するガイドラインの一部改正
実施組織	全学内部質保証委員会
改善等が必要と認められる事項	<p>【令和6年2月】</p> <p>福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項に基づき実施する部局等の自己点検・評価について、評価結果（案）に対して、一つのセンターより、福井大学部局等自己点検・評価及び外部評価実施要項第10条に基づき、「意見申し立て」があった。しかしながら、意見申し立てに対する具体的な対応手順等が定められていない。</p>
具体的な改善状況	<p>【令和6年3月】</p> <p>「意見申し立て」に対する具体的な対応手順等について、「センター等の評価に関するガイドライン」に、意見申し立てに係る【具体的な手順】を以下のとおり定めた。（赤字が追加箇所）</p> <p>&lt;センター等の評価に関するガイドライン（抜粋）&gt;</p> <p>2. 評価結果に対する意見申立て</p> <p>質保証委員会は、「全学内部質保証委員会の意見書」（案）をセンター等に通知し、センター等において記載内容に事実誤認等があると判断された場合には意見申立てを受けつける。申立てがあった場合は、質保証委員会において速やかに対処する。</p> <p>【具体的な手順】</p> <p>①意見申立てを行ったセンター等の評価を担当した評価担当チームの主査は、提出された意見申立ての根拠等を確認の上、対応案を策定し、また事実誤認等があると認められる場合には「全学内部質保証委員会の意見書」（案）を見直し、適宜修正する。なお、評価担当チームの主査は、必要に応じて、評価担当チームの委員に意見を求めるものとする。</p> <p>②質保証委員会は、上記の対応案及び見直された「全学内部質保証委員会の意見書」（案）に基づき、再度審議する。</p> <p>参考資料：新旧のガイドライン 審議日程：令和6年3月19日（火）全学内部質保証委員会（書面審議）</p>
全学内部質保証委員会による確認	<p>【令和6年6月24日】</p> <p>対応状況を確認した。</p>

内部質保証に係る体制及び取組等の改善シート	
事項	学位授与方針等の確認等に関するガイドラインの一部改正
実施組織	教育内部質保証委員会
改善等が必要と認められる事項／評価を担当する理事からの指摘事項	<p>【令和5年10月】</p> <p>福井大学における教育の内部質保証に関する要項第7条「学位授与方針等の確認」の実施について、同条第2項の規定に基づき、「学位授与方針等の確認等のガイドライン」（令和3年3月22日教育内部質保証委員会決定）が定められているが、評価担当理事より、具体的な確認方法等が必ずしも十分でなく、確認等の実施に当たり支障があるのではないかと指摘があった。</p>
具体的な改善状況	<p>【令和5年11月】</p> <p>指摘事項について、同ガイドラインで確認の手順を定めた第2号を、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) より具体的に手順等を記載する。</li> <li>2) 軽微な修正・改正について、負担軽減のため、教育内部質保証委員会委員長の裁量によって、教育内部質保証委員会での確認を実施しないことを明記する。</li> <li>3) 依頼された基本組織への回答に使用する報告用紙を作成するよう、以下のように、修正した。</li> </ol> <hr/> <p>2. 前項イ～ハの確認は以下の要領に沿って実施する。</p> <p>実施時期：(1) 学生受入方針、学位授与方針及び教育課程方針の大幅な改定時</p> <p>(2) 教育課程の自己点検・評価（プログラム・レビュー）時</p> <p>(3) 上記(1)、(2)とは別に、基本組織から学生受入方針、学位授与方針、教育課程方針について確認の依頼を受けたとき</p> <p>確認方法：(1)および(3)について、基本組織からの依頼によって、教育内部質保証委員会において確認等を以下の手順で実施する。(2)においては別に定めるガイドラインにしたがって確認する。</p> <p>(1) 基本組織は、学生受入方針、学位授与方針及び教育課程方針の改定にあたって、改定案を作成し、併せて、改定案について、前項イ～ハを確認する。</p> <p>(2) 基本組織は、<b>関係資料と併せ</b>、改定案を教育内部質保証委員会に提出する。</p>

別紙様式

	<p>(3) 教育内部質保証委員会は、改定案について、前項イ～ハを確認し、必要に応じて、改定案の修正等を基本組織に指示することができる。</p> <p>(4) 教育内部質保証委員会は、確認等の結果を別紙に記載し、基本組織に回答する。</p> <p>(5) 基本組織は、前項の確認結果に基づき、適切に改正案の修正・改正を行う。なお、学生受入方針、学位授与方針または教育課程方針の軽微な修正・改正については、教育内部質保証委員会委員長の裁量によって、教育内部質保証委員会での確認を実施しないことができる。</p> <p style="text-align: right;">(赤字が修正箇所)</p> <p>参考資料：改正した学位授与方針等の確認等に関するガイドライン 審議日程： (審議) 令和5年11月7日（火） 教育内部質保証委員会 (報告) 全学内部質保証委員会</p>
全学内部質保証委員会による確認	【令和6年6月24日】 対応状況を確認した。